

注文約款 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第4条（本商品の引渡し） 第5条（データのバックアップ等） 第6条（検査） 第7条（不合格の場合の措置） 第8条（納入設置場所の変更） 第9条（納入期日の変更） 第10条（納期遅延）</p>	<p>第5条（本商品の引渡し） 第4条（データのバックアップ等） 第9条（検査） 第10条（不合格の場合の措置） 第6条（納入設置場所の変更） 第7条（納入期日の変更） 第8条（納期遅延）</p>
<p>第15条（契約不適合責任） （略） 6. 前各項の規定にかかわらず、メーカー保証書等の対象となる本商品の契約不適合についての対応は、当該メーカー保証書等<u>の定めによるものとする。</u> （略）</p>	<p>第15条（契約不適合責任） （略） 6. 前項の規定にかかわらず、メーカー保証書等の対象となる本商品の契約不適合についての対応は、当該メーカー保証書等<u>の範囲内での対応とする。</u> （略）</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>第16条（カスタマーハラスメントの禁止）</u> 1. 甲は、乙への要望を実現するための手段として、以下の各号に例示される社会通念上相当な範囲を超える行為（いわゆるカスタマーハラスメント）を行ってはならない。 （1）脅迫・威嚇行為 （2）侮辱、人格を否定する発言 （3）プライバシーの侵害行為 （4）保証の範囲を超えた無償修理の要求など、社会通念上過剰なサービス提供の要求 （5）合理的理由のない乙への謝罪要求や乙関係者の処罰の要求 （6）同じ要求やクレームの繰り返し等による長時間の拘束行為 （7）SNS やインターネットでの誹謗中傷 2. 甲が、前項の規定に違反したときは、乙は、本商品の交換、修理、サポート及び保守等の対応を拒絶することができる。乙が、本項の規定に基づいて、甲への対応の拒絶を行ったときは、乙は甲に対して、<u>債務不履行責任を負わないものとする。</u></p>
<p>第16条（代金の支払） 第17条（遅延損害金） 第18条（反社会的勢力でないことの保証）</p>	<p>第17条（代金の支払） 第18条（遅延損害金） 第32条（反社会的勢力でないことの保証）</p>

変更前	変更後
<p>第23条（秘密保持） 甲及び乙は、本契約の締結から5年間は、本契約に基づき知り得た相手方の営業上及び技上等の秘密を他に漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。 （略） （5）第28条（乙のグループ会社間の情報共有）に該当する場合</p>	<p>第23条（秘密保持） 甲及び乙は、本契約の締結から5年間は、本契約に基づき知り得た相手方の営業上及び技術上等の秘密を他に漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。 （略） （5）次条（乙のグループ会社間の情報共有）に該当する場合</p>
<p>第24条（損害賠償） 第25条（第三者から導入した機器に関する責任） 第26条（通知） 第27条（連帯保証人） 第28条（乙のグループ会社間の情報共有） 第29条（再委託） 第30条（市場性・特定目的適合性の不保証）</p>	<p>第26条（損害賠償） 第27条（第三者から導入した機器に関する責任） 第29条（通知） 第30条（連帯保証人） 第24条（乙のグループ会社間の情報共有） 第31条（再委託） 第28条（市場性・特定目的適合性の不保証）</p>
<p>第31条（期限の利益喪失・契約の解除） 1. 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当した場合、その相手方に対する期限の利益を喪失し、当該相手方は、直ちに債務の履行を請求できるものとする。 （略） （8）第18条（反社会的勢力でないことの保証）に違反したとき。 （略）</p>	<p>第33条（期限の利益喪失・契約の解除） 1. 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当した場合、その相手方に対する期限の利益を喪失し、当該相手方は、直ちに債務の履行を請求できるものとする。 （略） （8）前条（反社会的勢力でないことの保証）に違反したとき。 （略）</p>
<p>第32条（不可抗力） 天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、乙はその責任を負わないものとする。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をするものとする。</p>	<p>第34条（不可抗力） 天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給又は統制、<u>サイバー攻撃</u>、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、乙はその責任を負わないものとする。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をするものとする。</p>
<p>第33条（管轄裁判所）</p>	<p>第36条（管轄裁判所）</p>

変更前	変更後
<p>第34条（個人情報の取扱い） 甲は、本契約を申し込むにあたり、下記 URL の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に同意するものとする。 URL: https://www.startia.co.jp/privacy/</p>	<p>第25条（個人情報の取扱い） 1. 甲は、本契約を申し込むにあたり、下記 URL の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に同意するものとする。 URL: https://www.startia.co.jp/privacy/ 2. 甲及び乙は、個人情報保護法を遵守するものとする。</p>
第35条（協議事項）	第37条（協議事項）
<p style="text-align: right;">2017年7月1日施行 2019年7月9日改訂 2020年4月1日改訂 2022年2月7日改訂 2022年3月28日改訂 2022年9月15日最終改訂</p>	<p style="text-align: right;">2017年7月1日施行 2019年7月9日改訂 2020年4月1日改訂 2022年2月7日改訂 2022年3月28日改訂 2022年9月15日改訂 2022年12月21日最終改訂</p>

以上